

○東大阪都市清掃施設組合事務局職員の初任給、昇格、昇給等の基準規則

昭和40年10月30日

東大阪都市清掃施設組合規則第2号

改正 昭和42年2月1日規則第2号

昭和44年4月8日規則第1号

昭和47年5月6日規則第2号

昭和50年7月1日規則第3号

昭和50年8月1日規則第6号

令和4年3月25日規則第3号

第1条 東大阪都市清掃施設組合事務局職員の初任給、昇格、昇給等については東大阪市の規定を準用する。ただし大東市から派遣された職員については、大東市の規定を準用する。

第2条 東大阪市職員の初任給、昇格、昇給等の基準規則中、部長とあるのを事務局長、部次長とあるのを事務局次長、室長と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年10月4日から適用する。

附 則（昭和42年2月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年5月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年8月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。